

大分県報

平成二十九年

第二八九七号

七月十一日

（火曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一

土地改良区の定款変更認可（二件）……………二

指定予定保安林……………二

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更……………二

道路区域の変更（五件）……………三

道路の供用開始（三件）……………四

公告

土地改良区の役員の就退任……………五

契約者等の公示……………五

落札者等の公示……………六

○告示

大分県告示第四百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年七月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十九年六月二十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 やすらぎ福祉会

三 代表者の氏名

梅木 恒一

四 主たる事務所の所在地

中津市耶馬溪町大字樋山路五番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、耶馬溪町の住民と地域に対して、健康保持、福祉の増進を図る活動及び環境の保全に関する事業を行い、住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事務所の所在地の変更

目的の変更

活動の種類の変更

事業の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年七月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十九年六月二十七日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 運動器医療ネットワークおいた

三 代表者の氏名

津村 弘

四 主たる事務所の所在地

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学医学部整形外科学講座内

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県内の運動器医療に携わる人材に対して、専門的能力の向上を支援す

るための研修や人材育成に関する事業、並びに広く県民に対し運動器医療にかかる知識の普及や啓発に関する事業を行い、運動器医療の充実及び県民の健康増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
 会員に関する事項の変更
 役員に関する事項の変更
 会議に関する事項の変更
 資産及び会計に関する事項の変更
 定款の変更に関する事項の変更
 公告の方法の変更

大分県告示第四百五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
 平成二十九年七月十一日

土地改良区名	所在地	認可年月日
国東町土地改良区	国東市	平二九・六・三〇

大分県告示第四百六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
 平成二十九年七月十一日

土地改良区名	所在地	認可年月日
提子土地改良区	由布市	平二九・六・三〇

大分県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
 平成二十九年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所
 竹田市大字穴井迫字ライクチ一八三番から一一八七番まで、一一八九番、大字渡瀬字ツルサキ一番、二番、三五番、三六番、三九番から四一番まで、四二番二、四三番から五〇番まで、六二番三、七六番、八二番から八四番まで、八八番、八九番

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 字ツルサキ三五・三九・四一・四二番二・四三から四五まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百八号
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十九年大分県告示第二十九号）の一部を平成二十九年六月二十八日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。
 平成二十九年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の2の表中

まさば及びこまさば	平成二十九年七月から 平成三十年六月まで	(注)	を
まさば及びこまさば	平成二十九年七月から 平成三十年六月まで	若干	に改め、同表

の(注)を削る。

大分県告示第四百九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員		延長	備考
			後	前		
県道小挾間 大分線	大分市大字東院字谷八九 一番五から 大分市大字東院字和田九 一三番六まで	B	二四・〇 〽 一〇・〇	二四・〇 〽 一〇・〇	七・〇 〽 四・〇	メートル A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			一五三・〇	一五三・〇	一九五・〇	メートル

大分県告示第四百十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員		延長	備考
			後	前		
県道高崎大分線	由布市挾間町高崎字ウシ 口三九〇番二から 大分市大字高崎字新村一 〇二〇番七地先まで	A	二〇・五 〽 四・五	二〇・五 〽 四・五	四二二・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			五八・四 〽 一五・〇	二六九・〇	四二二・一	メートル

大分県告示第四百十一号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員		延長
			後	前	
県道小挾間 大分線	由布市挾間町朴木字ハマコ一五四番 四地先から 由布市挾間町朴木字ウト四三〇番二 まで	A	一五・〇 〽 三・〇	一五・〇 〽 三・〇	三八二・〇
			二六・二 〽 九・〇	三八〇・〇	メートル

<p>大分県告示第四百十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年七月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員
宇佐市安心院町矢津字小平口二四四番三から 宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字小平口二四四番五から 宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	前	メートル 一七・三 八・一
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	後	メートル 一一・四 一一・三
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	延長	メートル 三三三・四
<p>大分県告示第四百十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年七月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	前	メートル 一三・四 八・六
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	後	メートル 一八・四 八・六
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	延長	メートル 四四・三
<p>大分県告示第四百十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年七月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	区域変更 前後別	敷地の幅員
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	前	メートル 一三・六 六・二
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	後	メートル 一八・〇 一三・三
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	延長	メートル 一四九・三
<p>大分県告示第四百十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年七月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
道路の種類及び路線名	供用開始区間	区域変更 前後別	敷地の幅員
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	前	メートル 一三・六 六・二
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	後	メートル 一八・〇 一三・三
宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	延長	メートル 一四九・三

県道小挾間大分線	由布市挾間町朴木字ハマコ一五四番四地先から 由布市挾間町朴木字ウト四三〇番二まで	平二九・七・一一
----------	---	----------

大分県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年七月十一日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道山香院内線	宇佐市安心院町矢津字小平口二四四番五から 宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで	平二九・七・一一
県道八坂真那井線	速見郡日出町大字真那井字神宮ノ西三二六七番一〇九地先から 速見郡日出町大字真那井字神宮ノ西三二六七番一〇八地先まで	平二九・七・一一

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、片白溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
理事	石本治郎	速見郡日出町大字藤原四二四九番地
〃	河野隆雄	〃 大字藤原二六五番地

役名	氏名	住 所
〃	光永俊一	大字藤原五三〇九番地
〃	阿南 堅太郎	大字藤原五九九番地一
〃	安部 三郎	大字藤原四一三九番地
〃	立花 浩之	大字藤原四四九番地一
監事	河野 至孝	大字藤原七二九番地一
〃	樋口 雪男	大字藤原八七五番地一

(就任役員)

役名	氏名	住 所
理事	石本治郎	速見郡日出町大字藤原四二四九番地
〃	河野隆雄	大字藤原二六五番地
〃	光永俊一	大字藤原五三〇九番地
〃	安部 三郎	大字藤原四一三九番地
〃	立花 浩之	大字藤原四四九番地一
〃	樋口 雪男	大字藤原八七五番地一
〃	伊藤 堂喜	大字藤原四四一〇番地
監事	安部 功一	大字藤原四一三八番地
〃	河野 義昭	大字藤原七二五番地

次のとおり契約者等について公示する。

平成二十九年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
運転免許証作成用消耗品

物品等の名称	規格等	購入見込数量
新規用カード	九〇〇枚入り	一三箱

平成二十九年七月十一日

大分県報（告示・公告）

一般用カード	〃	九五箱
優良用カード	〃	一一〇箱
リボンセット	二、〇〇〇枚用	九八箱
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	六箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十九年四月三日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

代表取締役 朝 長 通 博

東京都新宿区新宿四丁目三番十七号

五 随意契約に係る契約金額

物品等の名称	規格等	金額（一箱当たり）
新規用カード	九〇〇枚入り	一八五、六五二円
一般用カード	〃	〃
優良用カード	〃	〃
リボンセット	二、〇〇〇枚用	一二九、〇六〇円
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	一六二、六四八円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当



次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年七月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察本部庁舎別館ほか十四施設で使用する電気

二百六十七万六千六百四十三キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部会計課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十九年一月十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社新出光 常務執行役員エネルギー事業部部长 秋 吉 勝 彦

福岡県福岡市博多区上呉服町一番十号

五 落札金額

四千三百八万九千九百八十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年十二月二日